

第三者の行為による傷病の治療に国民健康保険を使用する方へ

第三者の行為（交通事故等）による傷病の治療に国民健康保険を使用する場合は、下記チェック欄に印のある書類を**必ず**、区役所保険年金課まで提出してください。（ご提出いただけない場合、第三者の行為による傷病の治療に国民健康保険が使用できなくなることがあります。）

【交通事故の場合】

- 1 第三者行為による傷病届
- 2 同意書
- 3 第三者行為による損害賠償金納入誓約書（賠償責任者記入）
- 4 事故発生状況報告書
- 5 交通事故証明書（人身事故扱）－（注）（自動車安全運転センター発行のもの）

（注）交通事故証明書が物件事事故扱の場合には、「交通事故証明書（物件事事故扱）」に加えて、「交通事故証明書 入手不能理由書」も必要となります。

【交通事故以外の場合】

- 1 第三者の行為による被害届
- 2 第三者の行為による被害届に関する同意書
- 3 第三者行為による損害賠償金納入誓約書（賠償責任者記入）

西区役所 保険年金課 〒331-8587	さいたま市西区西大宮3丁目4番2号	048(620)2673
北区役所 保険年金課 〒331-8586	さいたま市北区宮原町1丁目852番地1	048(669)6073
大宮区役所 保険年金課 〒330-0843	さいたま市大宮区吉敷町1丁目124番地1	048(646)3073
見沼区役所 保険年金課 〒337-8586	さいたま市見沼区堀崎町12番地36	048(681)6073
中央区役所 保険年金課 〒338-8686	さいたま市中央区下落合5丁目7番10号	048(840)6073
桜区役所 保険年金課 〒338-8586	さいたま市桜区道場4丁目3番1号	048(856)6183
浦和区役所 保険年金課 〒330-9586	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号	048(829)6162
南区役所 保険年金課 〒336-8586	さいたま市南区別所7丁目20番1号	048(844)7183
緑区役所 保険年金課 〒336-8587	さいたま市緑区大字中尾975番地1	048(712)1183
岩槻区役所 保険年金課 〒339-8585	さいたま市岩槻区本町3丁目2番5号	048(790)0174